

閲覧用

令和5年度加美町農業委員会
第7回定例総会議事録

令和5年10月25日(水)

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

令和5年度第7回定例総会 議事録

1 開催日時 令和5年10月25日(水)午後1時30分～午後1時48分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(16名)

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	小 山 京 子
委 員	1番	高 橋 秀 生
〃	2番	杉 村 昭 宏
〃	3番	猪 股 弘
〃	4番	佐 藤 と も
〃	5番	今 野 修
〃	6番	中 村 貴 美 子
〃	7番	山 本 成
〃	8番	青 木 拓 也
〃	9番	尾 形 徳 夫
〃	10番	畠 山 智 史
〃	11番	三 浦 良 人
〃	12番	星 榮 喜
〃	13番	坂 上 昌 哉
〃	14番	佐 藤 健 喜

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第13号	非農地証明書交付について
日程第5	報告第14号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6	議案第20号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第21号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第8	議案第22号	農用地利用集積計画の審査について

5 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	庄 司 一 彦
農業委員会事務局次長	鎌 田 裕 充
農業委員会事務局主幹兼農地係長	畠 山 明 大

6 議事の経過及び結果

次のとおり。

第7回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

*事務局（庄司一彦事務局長） 定刻でございますので、只今より令和5年度加美町農業委員会 第7回定例総会を開催いたします。

農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

*議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は16名です。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、6番 中村貴美子委員、7番 山本成委員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 庄司一彦君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第13号 非農地証明書の交付について

- *議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第13号 非農地証明書の交付について、事務局より報告いたします。
- *事務局（畠山明大係長） 報告第13号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。
令和5年10月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の非農地証明願は1件でございます。

報告書番号1

所在地 字矢越…番の田

現況 宅地

面積 1,031㎡

昭和50年11月に転用許可を受け、居宅及び作業場として利用していたが、地目変更登記を行わないまま現在に至る。

〔 以上1件の非農地証明書交付について説明 〕

- *議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。
- 「なし」 の声あり —
- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第13号を終了いたします。

日程第5 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- *議長（板垣文一会長） 日程第5、報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。
- *事務局（鎌田裕充次長） 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。
令和5年10月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は1件でございます。

報告書番号 1
所在地 四日市場字荒井の田 2筆
面積 合計 2,117 m²
基盤強化促進法

[以上1件の合意解約について説明]

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第14号を終了いたします。

日程第6 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第6、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（鎌田裕充次長） 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和5年10月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第3条の許可申請は4件でございます。

申請番号 1
申請地 下狼塚字田中の田
面積 8,799 m²
新規就農者へ使用貸借するもの

申請番号 2
申請地 下狼塚字高川の畑
面積 1,882 m²
新規就農者へ貸借するもの

申請番号 3
申請地 四日市場字荒井の田 外8筆
面積 合計 25,346 m²
後継者へ贈与するもの

申請番号 4
申請地 宮崎字地蔵の田
面積 9 1 4 m²
耕作者へ売買するもの

[以上 4 件の許可申請について説明]

* 議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号 2 番について、1 4 番 佐藤健喜委員をお願いします。

* 1 4 番（佐藤健喜委員） 調査日は令和 5 年 1 0 月 1 6 日。渡人へはお電話で、受人へは自宅へ訪問し聴き取りを行いました。お二人のご自宅は近所で、昔からのお知り合いだということでございます。渡人はご自身の年齢や体力的な面から、規模縮小を考えておりました。受人は新規就農に伴い農地を探していたところ、受人のご自宅から数百メートルのところにある今回の申請地が効率的にも良いこと等、お互いの思いが合致し今回の申請に至ったものでございます。また、受人は今後も少しずつ規模拡大を視野に入れており、条件の良い農地があればお借りしたいとのことでした。以上を踏まえ、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

* 議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号 4 番について、3 番 猪股弘委員をお願いします。

* 3 番（猪股弘委員） 渡人と受人、お二人は義理のご姉弟でございます。申請地は基盤整備した 3 0 a 田を分割して所有したものでした。受人が 2 0 年以上耕作しており、渡人も高齢であることから今回の売買となりました。双方に電話にて聴き取り調査を行った結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

* 議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

— 「なし」の声あり —

* 議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第 2 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

* 議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第 2 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第7 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第7、議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和5年10月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第5条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

申請地 字町裏…番…

面積 1,002㎡

申請事由 売買による車庫と駐車場の設置

事業資金 自己資金 …万円

事業計画 令和5年10月31日着工予定 / 令和6年9月30日完成予定

申請地は加美町役場の東南東約800mに位置し、水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に複数の医療施設・教育施設が存することから第3種農地と判断いたしました。

[以上1件の許可申請について説明]

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、15番 小山京子委員お願いします。

*15番（小山京子委員） 10月16日、坂上委員、佐藤健喜委員、庄司局長、畠山係長、私の5名で現地調査を行って参りました。

園の西側は申請地を除き、既に宅地になっております。雨水は中央を高く南北に勾配を付け、南側に側溝を作るということで支障はないものとし、許可相当と判断しました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- * 議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第8 議案第22号 農用地利用集積計画の審査について

- * 議長（板垣文一会長） 日程第8、議案第22号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。
- * 事務局（鎌田裕次長） 議案第22号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。
令和5年10月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農用地利用集積計画の審議は、売買2件でございます。

申請番号1

申請地 字鹿原大切の田 2筆
面積 合計743㎡
権利移動の種別 売買
総額 …万円

申請番号2

申請地 宮崎字寒風沢十一番の田
面積 5,400㎡
権利移動の種別 売買
総額 …万円

[以上2件の集積計画について説明]

- * 議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

- * 議長（板垣文一会長） はい、3番 猪股委員。
- * 3番（猪股弘委員） 申請番号2番について補足説明いたします。こちらは現在牧草地として利用されておりますが、以前、二ツ石ダムの工事の際に資材置場として利用されていたようです。当時、渡人のお父様が、隣接して農地を所有していた受人と話し合いの上決めていたようです。渡人自身が元気なうちに処分したいというこ

とで相談を受けました。双方が納得した上で決定されています。

*議長（板垣文一会長） 他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第22号 農用地利用集積計画の審査についての採決を行います。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

*議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和5年度加美町農業委員会 第7回定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午後1時48分 閉会〉

この議事録は、事務局長 庄司一彦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和5年10月25日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 中 村 貴 美 子

署名委員 山 本 成